

浜松復興記念館

施設使用料（単位：円）

場所・利用区分	午前9時から	午後6時から	午後9時から
	午後6時まで	午後9時まで	午後9時30分まで
会議室	1,390	1,560	780
第1和室	370	470	230
第2和室	400	500	250
備考			

1. 利用時間の開始は正時からとし、利用時間の終了は午後9時30分まで利用する場合を除き正時までです。
2. 利用者が入場料（これに類するものを含み、資料代その他の実費を除きます。）を徴収する場合及び商品の展示、宣伝又は販売その他の営業活動を行う場合の利用料金は、所定の利用料金の2倍に相当する額です。
3. 利用時間を15分以上超過し、又は繰り上げて利用する場合の当該超過又は繰り上げに係る利用料金は次のとおりです。
 - (1) 所定の開館時間内に利用する場合は、当該超過し、又は繰り上げた時間の属する利用時間区分の利用料金（上記2に該当する利用にあつては、当該規定により算出した額です。（2）において同じです。）に相当する額です。
 - (2) 所定の開館時間外に利用する場合は、1時間につき、午後6時から午後9時までの間の1時間当たりの利用料金の1.5倍に相当する額です。
4. 利用料金を算定して得た額に10円未満の額があるときは、これを切り捨てます。

設備利用料金

種別	利用区分	金額	摘要
音響 拡声装置	1日1回につき	2,090	1式 マイクロホン1本を含みます。
ワイヤレスマイクロホン		730	1チャンネル
電気コンセント		200	1kw以内、1kw増すごとに200円です。
展示パネル		50	1台